

「女性活躍推進」の見える化

平野啓子

建築・建設産業界において「女性活躍推進」の動きが進んでいる。建設産業で働く女性の入職促進と定着を目的として、建設産業女性定着支援ネットワーク(以下NWと略)が2018年に始動し、全国で33の団体が登録している。さらに、国交省が建設業5団体とNWと共同で開催する、建設業における女性活躍推進に関する新計画策定のための委員会は、女性の就労継続実現を目的とした新計画「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画——働きつづけられる建設産業を目指して」を2020年1月に国土交通大臣に提出している。また、2002年に発足した男女共同参画推進学協会連絡会(54学協会加盟)はシンポジウムの開催や提言・要望を行っている。日本建築学会(2007年に連絡会に加盟)は専門委員会を2005年に設置して独自や連絡会との連携で「女性活躍推進」の活動を行っている。

こうした動きは、少子高齢化による建築・建設産業界の働き手の高齢化と労働力人口の減少が切実な問題となり、男女雇用機会均等法、男女共同参画基本法、女性活躍推進法という法制度の流れに乗って、関係各団体と国交省と厚労省とが歩調を合わせての「女性活躍推進」策と判断でき、国を挙げてのキャンペーンの様相を醸している。士会の女性会員の参加も多いようだが、女性の仲間たちにとっては「働きがい」と「働きやすさ」が確保され、働き続けるためには心強い限りである。この国土交通省の施策は「女性活躍推進」という切り口と「新・担い手三法」とから、建築・建設産業で働くすべての人々の働き方改革を推進するものであり、業界の生き残りへの布石とも言える。

それゆえに、時限立法である女性活躍推進法の2026年3月31日失効後のためにも「女性活躍推進」が広く地域の市民権を得ることが必要と思われる。NWには活動歴が長い団体の参加もあり、コロナ感染予防に配慮しつつ、それぞれの活動が行われているが「女性活躍推進」の取り組みは地域格差が大きく、ロールモデルが見えにくい地域も多い。士会の仲間とともに、関係団体に未加入企業・者や地域への「女性活躍推進」の見える化を進める方法を考えてみたい。



長崎県建築士会 長崎支部 参与
《統括設計・建築生産専攻建築士》
(有)長崎建築社 企画設計室長

1948年長崎市生まれ。日本女子大学家政学部住居学科卒業。長崎純心大学人間文化研究科福祉文化専攻博士課程前期修了

斜面市街地と立地適正化計画

平野啓子

居住機能や商業・医療・福祉等の都市機能の立地や公共交通の充実に関する包括的な計画である「立地適正化計画(以下計画と略)」が長崎市でも4年前に運用開始された。「自然共生区域」が独自に設定されていることが他都市との違いである。主に斜面市街地がその区域となっており、人口減少化で生じる空地を活用し「防災性の向上」および「自然との共生」を図りながら、眺望・通風・採光が良い斜面地の魅力を活かしたゆとりある居住を許容する区域とされている。「居住誘導区域外」であるこの「自然共生区域」には、計画区域内の人口の約20%が暮らしている。

計画では、斜面市街地は人口密度・交通アクセス・道路幅員・地形勾配等の基準により「居住誘導区域」と「自然共生区域」に区分されている。利便性や安全性の点で課題が多く、居住誘導するには好ましくない「自然共生区域」ではあっても、そこでは暮らし続けるための住民による工夫や取り組みが現在も継続している。また、斜面都市特有の大パノラマや夜景という景観の面では、継続・保持するための具体的な取り組みが見られないものの、大きな資源と位置付けられている。

かつて、中心市街地へ多くの労働力と消費力を提供し続け、長崎市の発展の原動力でもあった斜面市街地は、市とは運命共同体であった。ゆえに、長崎市は20年以上にわたって斜面市街地のまちづくりに取り組んできた。

しかし、すでに事業期間が終了したり、関係条例が失効している状況であり、「安全で快適な居住地として再生するのに長い時間を要している」として、「居住誘導区域」にそぐわない地域は「自然共生区域」としたようである。

計画の策定により、斜面市街地における施策・諸事業は新たな展開を迎えている。「居住誘導区域」では快適性が向上して暮らし続けられるまちへ、「自然共生区域」では安全性が向上して自然と共に暮らすまちへ、二つに線引きされたことによって、分断ではなく、それぞれの区域の特色や魅力が鮮明化され、斜面市街地の人口減少への歯止め策となる可能性に期待したい。



長崎県建築士会 長崎支部 参与
《統括設計・建築生産専攻建築士》
(有)長崎建築社 企画設計室長

1948年長崎市生まれ。日本女子大学家政学部住居学科卒業。長崎純心大学人間文化研究科福祉文化専攻博士課程前期修了

変わり続ける住空間

平野啓子

住空間は変わり続けている。これまで生活様式の変化に対応する間取りの提案や、バリアフリー化や省エネ化などへの対応など、建て主の要望に応じて住空間づくりに関わる専門家は法的規制・条件を考慮しつつ、知恵を絞り技術を奮って、その思いを形にしてきた。

最近コンパクトシティ構想が進む中、都市機能を集積させていく地域に居住施設であるマンションの建設が増加し、また、町屋の利活用の関心が高いなど、利便性が高い都心的地域への居住要求が増えている。そして、待機児童対策に繋がる既存建物の保育所への転用を促すための「保育所の採光面積の緩和」や住宅確保要配慮者対策の一環としての「ひとり親世帯向けのシェアハウスの基準」の新設なども都心居住の流れの中の動きだと思われる。

その一方で、昨今のコロナ禍によりステイホームや新しい暮らし方が常態化し、住空間にはより高い快適性が求められている。外出がままならないゆえに余暇や趣味やさらには仕事も住宅でという状況となり、住空間にはこれまでよりも多様な機能が求められる結果となる。しかし、こうした機能を満たせるだけの屋内外の空間を用意できる住戸は都心的地域には少ない。

1950年制定の建築基準法第55条では、住居地域内、準工業地域内又は工業地域内においては、地域の衛生環境の確保や火災等の災害を防止するために、敷地面積から30㎡を減じた数値に対して指定された建蔽率を超えてはならないと規定されていた。その後の改正で撤廃されたこの制度が、今、都心的地域に適用できれば各住戸にゆとりある外部空間が確保でき、余暇や趣味に活用できて多機能な空間づくりが可能になるかもしれない。高層共同住戸については、各種総合設計制度による公開空地を持つ建物もあるが、各住戸がこの空間を近隣と共有できれば、コミュニティづくりにも有効な空間としての活用も可能であろう。

居住用途の場合、敷地面積から一定数値を減じる措置が講じられた外部空間を含む住空間は、アフターコロナの新しい暮らし方に対応できる方法として、コンパクトシティ構想のキーポイントとなるのではないのだろうか。



長崎県建築士会 長崎支部 参与
《統括設計・建築生産専攻建築士》
(有)長崎建築社 企画設計室長

1948年長崎市生まれ。日本女子大学家政学部住居学科卒業。長崎純心大学人間文化研究科福祉文化専攻博士課程前期修了